

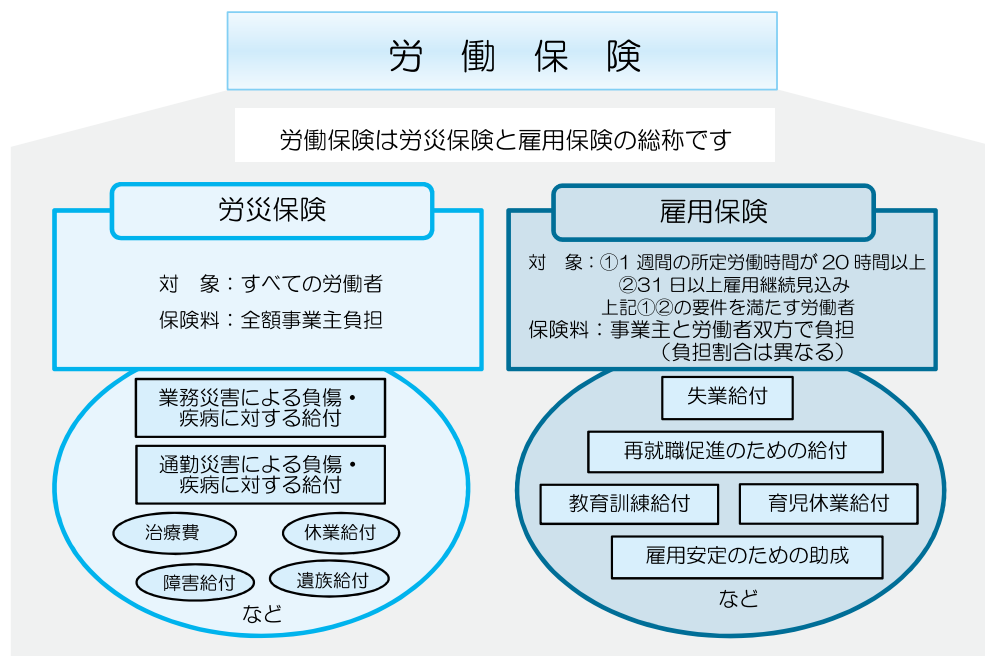
労働保険(雇用保険・労災保険)

労働保険は、労災保険と雇用保険を総称した名称です。正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、1人でも労働者を雇い入れた時、事業主は労働保険の手続きをしなければなりません。(農林水産の一部の事業を除きます)

助成金を活用する場合は、労働保険の加入が前提となります。

労災保険は、業務上または通勤による労働者の負傷・疾病・障害・死亡等に対して保険給付を行う制度です。労働者を1人でも使用していれば、正社員、パートなどを問わず、強制的に適用されます。

雇用保険は、労働者が失業した場合や雇用の継続が困難となる事情(育児・介護等)が生じた場合に給付を行う制度です。また、失業の予防、雇用機会の拡大、労働者の能力開発・向上その他労働者の福祉の増進を図るために雇用保険二事業も行っています。



保険料の算定

労働保険料の額は、労働者に支払う賃金の総額に保険料率を乗じて算出します。

労働保険料のうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険は事業主と労働者双方の負担になります。

(労災保険率) 事業の種類により 2.5/1000 から 88/1000 まで分かれています。

(雇用保険率) 雇用保険率及び事業主と被保険者(労働者)との負担は事業の種類により区別されます。

例) 一般の事業の場合、事業主負担は9/1000、被保険者負担率は5.5/1000

労災保険についてお問い合わせ先は事業所管轄の監督署へ

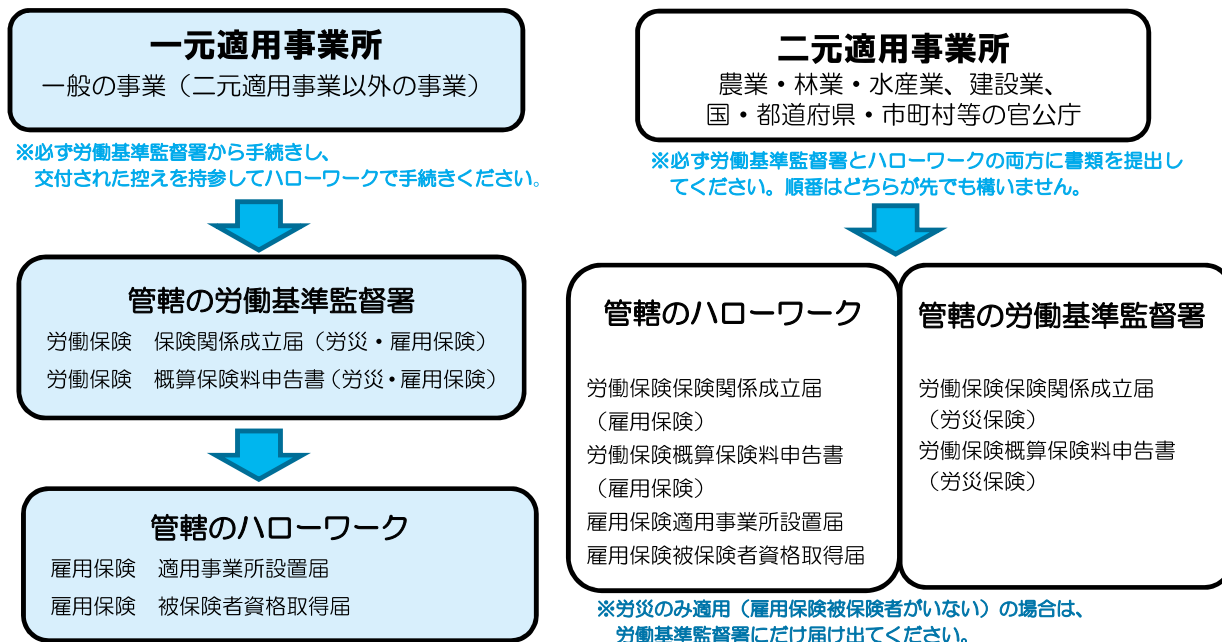
那覇労働基準監督署 電話 098-868-8040
 沖縄労働基準監督署 電話 098-982-1263
 名護労働基準監督署 電話 0980-52-2691
 宮古労働基準監督署 電話 0980-72-2303
 八重山労働基準監督署 電話 0980-82-2344

雇用保険についてお問い合わせは事業所管轄のハローワークへ

那覇公共職業安定所 電話 098-866-8609 (21#)
 沖縄公共職業安定所 電話 098-939-3200 (21#)
 名護公共職業安定所 電話 0980-52-2810
 宮古公共職業安定所 電話 0980-72-3329
 八重山公共職業安定所 電話 0980-82-2327

加入手続きの流れ

労働保険は、事業の種類により「一元適用事業」と「二元適用事業」に分かれており、加入手続きの流れが若干異なりますので、下記の図を参考にしてください。



※労働保険事務組合の認可を受けている商工会・商工会議所、事業協同組合その他の事業主団体でも加入手続きができます。

労働保険の手続きで準備すること

概算労働保険料算定のため、保険関係成立日からその年度末までの間に労働者に支払う賃金総額（見込み額）を労災のみ適用、雇用保険のみ適用、労災・雇用保険両方適用に分けて、予め算定してください。

雇用保険の手続きで準備すること

法人事業所

- ①労働保険成立届の事業所控え（コピー可）
- ②登記事項証明書（コピー可）
- ③法人番号を確認できるもの（法人番号通知書等）
- ④所在地を確認できるもの
（住所、事業所明記がある公共料金領収書または郵便物等）
- ⑤定款又は会則等（コピー可）
※法人格のない団体（任意団体）等のみ
- ⑥従業員の採用・入社日が確認できるもの
（雇用契約書、出勤簿、またはタイムカード、賃金台帳等）
- ⑦雇用保険被保険者証（対象労働者分）
※なくした場合や不明の場合は、以前勤務した事業所をメモし持参または履歴書を持参。

個人事業所

- ①労働保険成立届の事業所控え（コピー可）
- ②営業許可証、事業主の身分証明書
（運転免許証、住民票等）
- ③所在地を確認できるもの
（住所、事業所明記がある公共料金領収書または郵便物等）
- ④従業員の採用・入社日が確認できるもの
（雇用契約書、出勤簿、またはタイムカード、賃金台帳等）
- ⑤雇用保険被保険者証（対象労働者分）
※なくした場合や不明の場合は、以前勤務した事業所をメモし持参または履歴書を持参。



左の2次元バーコードより詳細をご確認ください。
「労働保険の成立手続きはお済みですか」
（厚生労働省・パンフレット）